

枚方市人事行政の運営等の状況の公表

平成25年度

枚方市

枚方市人事行政の運営等の状況の公表について

市は、平成16年8月1日に地方公務員法の改正法が施行されたことに伴い、平成17年3月に「枚方市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定し、同年4月に施行しました。これは、人事行政の運営等の状況をお知らせすることにより、人事行政の公正性と透明性を高めることを目的としたものです。

市はこれまで、平成13年12月に策定した第2次行政改革推進実施計画を引き継ぐとともに、一層踏み込んだ構造改革の具体化を図るため、平成18年3月に策定した構造改革アクションプラン(平成23年4月改定)に基づき、平成25年4月までに普通会計で700人、特別・企業会計で70人を削減する(平成16年4月比)目標を設定し、職員数の適正化に取り組んできました。

今後は、平成26年3月に策定した新たな「枚方市職員定数基本方針」に基づき、より一層の職員数の適正化と総人件費の抑制に取り組んでいきます。

各機関における取り組み

教育委員会では、生徒指導主事が、いじめや暴力行為などの未然防止や様々な問題行動に対する迅速かつ適切な対応に専念できるよう生徒指導体制の充実を図るため、平成25年度から全中学校に市費による任期付講師等を配置しました。

上下水道事業では、平成23年4月の水道・下水道事業の組織統合以降、業務の効率化を図りつつ人員削減を行ってきました。また、業務の見直しや民間活力の導入などを進め、職員数の適正化に取り組むとともに、特に専門性を要求される業務については、セーフティネットの確保に向けた職員配置に努めてきました。

今後、水道・下水道両事業を総合的に捉え、より効率的・効果的に機能する組織体制の構築を図ります。

病院事業では、平成21年3月に策定した「市立枚方市民病院改革プラン」に基づき、職員数の適正化をはじめとした経営の効率化に取り組んできました。その一方、病院事業の安定と健全性を継続するためには、優秀な医師や看護師の確保や定着を図ることも必要であることから、医師の処遇改善や看護体制充実プログラムの具体化にも取り組み、機能的な病院組織の確立に努めてきました。

現在、平成24年10月に策定した「中期経営計画」に基づき、経費の節減や収益の拡大による経営の健全化に取り組むとともに、平成26年9月に開院した新病院において、放射線治療をはじめとするがん治療や身体にやさしい内視鏡手術、緩和ケアなどの特色ある医療を提供できるよう、診療体制の更なる充実を図るため、計画的に看護師や放射線技師等の採用を進めるとともに人材育成のため教育研修等を実施しているところです。

市全体としては、厳しい財政状況が続く中でも安定した行政運営を行うため、これまで人材育成型の「人事計画」に基づき、職員数の適正化に取り組んできました。しかしながら、引き続き少子高齢化が進み、市税収入については厳しい状況が続くと予測される中、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに的確に対応できるまちづくりを進め、中核市移行に伴う新たな責任と役割を果たすための人員体制を確保していかなければなりません。

そこで、平成26年3月に「枚方市新行政改革大綱」(平成24年12月策定)に示す事務事業の見直しや効率化等により、より一層の職員数の適正化と総人件費の抑制に取り組むため、平成26年4月から平成32年4月までを対象期間とする「枚方市職員定数基本方針」を策定しました。

今後は、本方針に沿った取り組みを着実に実現することにより総人件費の適正化を図るとともに、効果的・効率的な行政運営のあり方について、検討・検証を重ねつつ、将来にわたって継続的に適切な定数管理に取り組んでいきます。

なお、この公表の内容のうち、給与・定員管理に関するものは、総務省より提供のあった共通の公表様式(総務事務次官通知 平成17年8月29日 総行給第103号 及び、公務員部長通知 平成26年4月16日 総行給第22号)を基本として公表しています。

I 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

(単位:人)

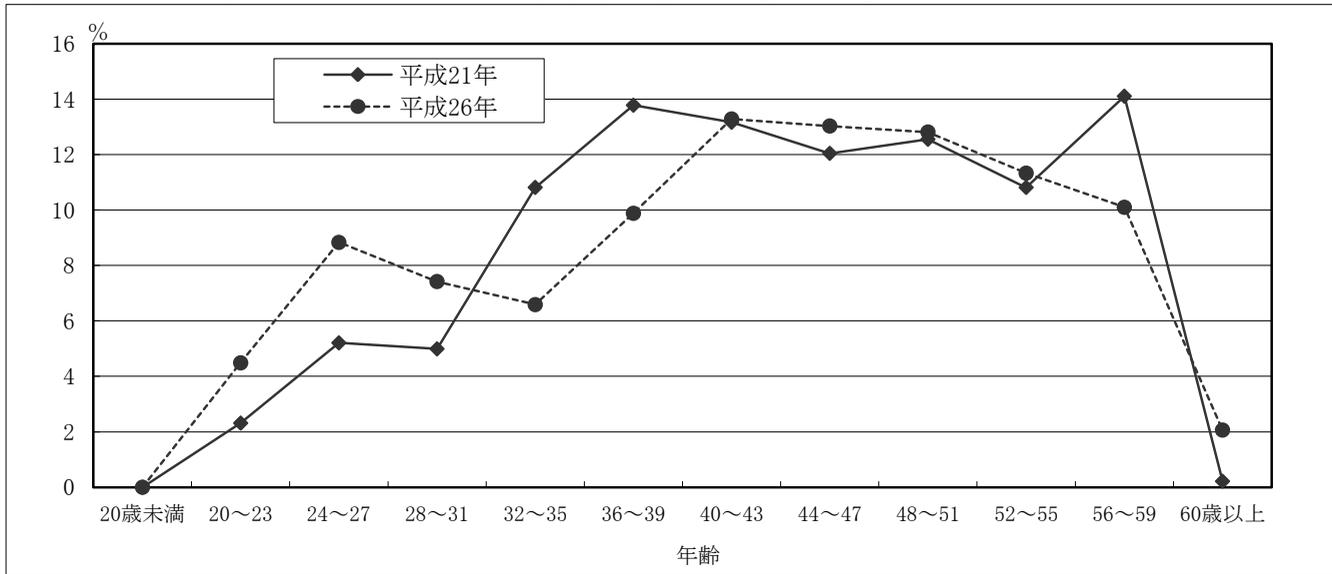
部 門	区 分	職 員 数		平成26年(対前年)			平成25～26年の主な増減理由	
		平成25年	平成26年	増員	減員	差引		
普通会計部門	一般行政部門	議会	18	19	1	0	1	議会業務の体制充実(増)
		総務	342	358	34	18	16	防災業務の体制充実(増) 各生涯学習市民センターへの常勤再任用職員の配置(増)
		税務	104	105	4	3	1	機構改革による債権回収課の新設(増) 税窓口業務の体制見直し(減)
		民生	565	597	35	3	32	民生一般業務の体制充実(増) 保育所業務の体制充実(増)
		衛生	374	409	62	27	35	機構改革による保健所の新設(増) 機構改革による組織の再編(減)
		労働	4	4	0	0	0	
		農林水産	15	15	0	0	0	
		商工	11	9	0	2	△ 2	産業振興業務の体制見直し(減)
		土木	236	244	18	10	8	機構改革による里山みどり課の新設(増) 土木一般業務の体制見直し(減)
		計	1,669	1,760	154	63	91	<参考> 人口1万人当たり職員数 43.2人 (中核市43市の人口1万人当たり職員数 44.1人)
	教育部門	319	328	17	8	9	小学校教育の体制充実(増)	
	小計	1,988	2,088	171	71	100	<参考> 人口1万人当たり職員数 51.2人 (中核市43市の人口1万人当たり職員数 53.8人)	
公営企業等会計部門	病院	368	396	28	0	28	新病院開院に伴う体制充実(増)	
	水道	104	97	0	7	△ 7	水道関係業務の体制見直し(減)	
	下水道	101	104	3	0	3	下水道事業の体制見直し(増)	
	その他	80	78	1	3	△ 2	国民健康保険室業務の体制見直し(減)	
	小計	653	675	32	10	22		
定員管理調査合計		2,641	2,763	203	81	122	<参考> 人口1万人当たり職員数67.8人	
[]内は 条例定数の合計		[3,181]	[3,181]	-	-	-		

[注] 定員管理調査合計には、教育長1人を含みます。

※定員管理調査とは総務省で毎年4月1日に行う地方公共団体を対象とした職員構成等の調査をいいます。

(2) 年齢別職員構成の状況

次のグラフは平成21年と平成26年の年齢別構成比を示したものです。



(単位:人)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	
平成21年	-	64	144	138	299	381	
平成26年	5	124	244	205	182	273	
区分	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
平成21年	364	333	347	299	390	6	2,765
平成26年	367	360	354	313	279	57	2,763

[注] 各年4月1日現在の定員管理調査の職員数を使用しています。

(3) 職員数の推移

(単位:人)

部門別	年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政部門		1,830	1,781	1,715	1,654	1,669	1,760	△ 70 (△ 3.8%)
教育部門		360	335	316	315	319	328	△ 32 (△ 8.9%)
普通会計計		2,190	2,116	2,031	1,969	1,988	2,088	△ 102 (△ 4.7%)
公営企業等会計計		575	576	628	639	653	675	100 (17.4%)
総合計		2,765	2,692	2,659	2,608	2,641	2,763	△ 2 (△ 0.1%)

[注] 各年4月1日現在の定員管理調査の職員数を使用しています。

(4) 職種別職員数(平成26年4月1日現在)

(単位:人)

職種名		人数	うち女性数
事務職員	事務員	870	301
	福祉主事	61	18
	児童指導員	-	-
	図書館司書	37	10
	体育指導員	3	1
	保育士	214	212
	介護職員	1	-
	巡回相談員	1	1
	家庭児童相談員	3	3
	心理相談員	2	2
	発達相談員	1	1
	臨床心理士	6	6
	小計	1,199	555
技術職員	土木技術者	213	5
	建築技術者	54	10
	機械技術者	24	1
	化学技術者	37	4
	電気技術者	20	-
	設備技術者	2	-
	運転手	36	-
	運転手兼作業員	22	-
	作業員	247	3

(単位:人)

職種名		人数	うち女性数
技術職員	調理員	71	39
	用務員	13	8
	校務員	29	14
	電話交換手	2	2
	水道現業員	24	-
	保健師・助産師	73	73
	看護師	251	242
	准看護師	9	9
	放射線技師	19	6
	検査技師	17	9
	薬剤師	28	17
	栄養士	11	11
	獣医師	4	3
その他医療技術者	19	6	
小計	1,225	462	
その他	医師	48	9
	教諭	25	25
	指導主事	40	9
小計	113	43	
合計	2,537	1,060	

[注] 各任命権者分及び外郭団体等への派遣職員分を含みます。

※任命権者とは、職員の任命、休職、免職、懲戒等人事権を有している者をいいます。枚方市では、市長、教育委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者、市議会議長などがあります。

(5) 補職別職員数(各年4月1日現在)

(単位:人)

補職名	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	人数	うち女性数	人数	うち女性数	人数	うち女性数
理事	7	2	8	2	6	2
部長	21	-	20	-	24	-
参事	17	2	19	1	16	1
次長	37	3	40	5	47	7
副参事	36	3	33	3	34	4
課長	81	18	89	17	98	17
主幹	26	5	20	3	20	4
課長代理	280	66	284	65	304	72
係長	505	150	530	165	549	172
主任(主査級)	55	15	45	21	37	22
統括主任	44	26	33	25	29	25
主任	909	409	828	371	771	362
一般職員	342	234	419	280	489	329
その他	111	46	107	41	113	43
計	2,471	979	2,475	999	2,537	1,060

[注1] 各任命権者分及び外郭団体等への派遣職員分を含んでいます。

[注2] 「その他」は、一般行政職員になじまない医師、教諭及び指導主事について計上しています。

(6) 人事発令状況について(機関別・平成25年度)

次表は、平成25年度中におこなった、採用、退職、休職、復職等の件数を表したものです。
(単位:件)

機関名	採用	異動	休職	復職	退職	育休
市長部局	83	316	17	14	51	31
市民病院	50	59	5	2	28	27
上下水道局	4	46	3	2	15	-
市議会事務局	-	3	-	-	-	-
教育委員会	16	65	3	2	22	3
監査委員事務局	-	4	-	-	-	-
選挙管理委員会事務局	-	1	-	-	-	-
農業委員会事務局	-	1	-	-	-	-
計	153	495	28	20	116	61

[注1] 育休には部分休業、育児短時間勤務を含みますが、取り消し及び期間変更の発令は含んでいません(再度者を含みます)。

[注2] 退職には死亡者は含んでいません。

[注3] 大阪府等との人事交流による派遣は除いています。

※発令とは、採用、退職、休職、復職等を行う際に、辞令(その旨を書いて本人に渡す書類)を交付することをいいます。

(7) 職員採用試験実施状況(平成25年度)

職員の採用については、地方公務員法において競争試験又は選考によるものとする定められています。枚方市における、平成25年度の採用試験の実施状況については次のとおりです。

ア. 前期日程 (単位:人)

職種	応募者数	受験者数	合格者数
事務員	528	481	22
土木技術者	24	19	2
建築技術者	9	8	2
機械技術者	1	1	1
電気技術者	4	3	1
化学技術者	24	23	5
行政的薬剤師	18	15	2
行政的保健師	96	86	17
計	704	636	52

イ. 後期日程 (単位:人)

職種	応募者数	受験者数	合格者数
事務員A	80	73	14
事務員B	8	7	2
臨床心理士	16	14	2
保育士	53	53	11
土木技術者	12	10	6
建築技術者	5	4	1
機械技術者	1	1	1
電気技術者	4	4	1
作業員	36	34	5
調理員	23	22	5
管理栄養士	64	59	6
助産師	2	2	2
薬剤師	14	12	2
看護師	32	31	30
臨床検査技師	21	18	6
診療放射線技師	11	8	4
理学療法士	3	3	1
作業療法士	5	5	1
臨床工学技師	2	2	2
幼稚園教諭	16	16	1
計	408	378	103

[注1] 各任命権者分を含みます。

[注2] 事務員Aは、大学卒・大学卒以外に福祉などの有資格者も対象としています。

[注3] 事務員Bは、身体障害者手帳に記載の身体障害者等級表による等級が1級～4級までの人を対象としています。

[注4] 土木技術者・建築技術者・機械技術者・電気技術者は、大学卒・大学卒以外にそれぞれの技術者の資格を有した民間企業等実務経験者も対象としています。

II 職員の給与の状況

市職員の給与は、「地方自治法」、「地方公務員法」や議会の議決を経て定めた「枚方市職員給与条例」などの法令のほか、給与関係の規則などにに基づき支給されます。

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (25年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)24年度 の人件費率
25年度	408,996人	1,169億8,931万円	16億5,636万円	197億8,611万円 (196億4,171万円)	16.9%	17.5%

〔注1〕 人件費とは、職員に対して支給する給与だけでなく、市長、市議会議員などの特別職に支給する給料や報酬をはじめ、共済費(社会保険料の事業主負担分)なども含んだ経費です。

〔注2〕 人件費の()内の数値は、投資的経費に係る人件費を含んでいません。

〔注3〕 普通会計とは、地方財政状況調査における決算統計上の会計区分で一般会計と一部の特別会計を合わせたものです。

〔注4〕 上記人件費の各項目は、1万円未満を四捨五入しています。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与 費B/A	
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	1,881	71億9,820万円	20億3,103万円	28億5,561万円	120億8,484万円	642万円	
【 参 考 値 】							
		給 与 費				一人当たり給与 費C/A	類似団体平均一 人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 C		
		81億5,172万円	22億1,614万円	31億3,098万円	134億9,884万円	718万円	638万円

【参考】平成26年度一般会計予算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与 費B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
26年度	1,883	74億7,461万円	19億7,431万円	29億3,936万円	123億8,828万円	658万円

〔注1〕 職員数は、短時間勤務職員を除いた人数です。

〔注2〕 平成25年度の【参考値】は、総務省が指定した共通の様式に基づき短時間勤務職員の給与を含むものであるため、一人当たり給与(C/A)の欄については、短時間勤務職員分を含んだ給与費を、短時間勤務職員を含まない職員数で除した金額となっています。

〔注3〕 一般会計予算とは、歳入歳出予算のうち、特別会計(国民健康保険など)と企業会計(上下水道及び市民病院)を除いたものをいいます。

〔注4〕 上記給与費の各項目は、1万円未満を四捨五入しています。なお、職員手当には、退職手当を含んでいません。

(3) 特記事項

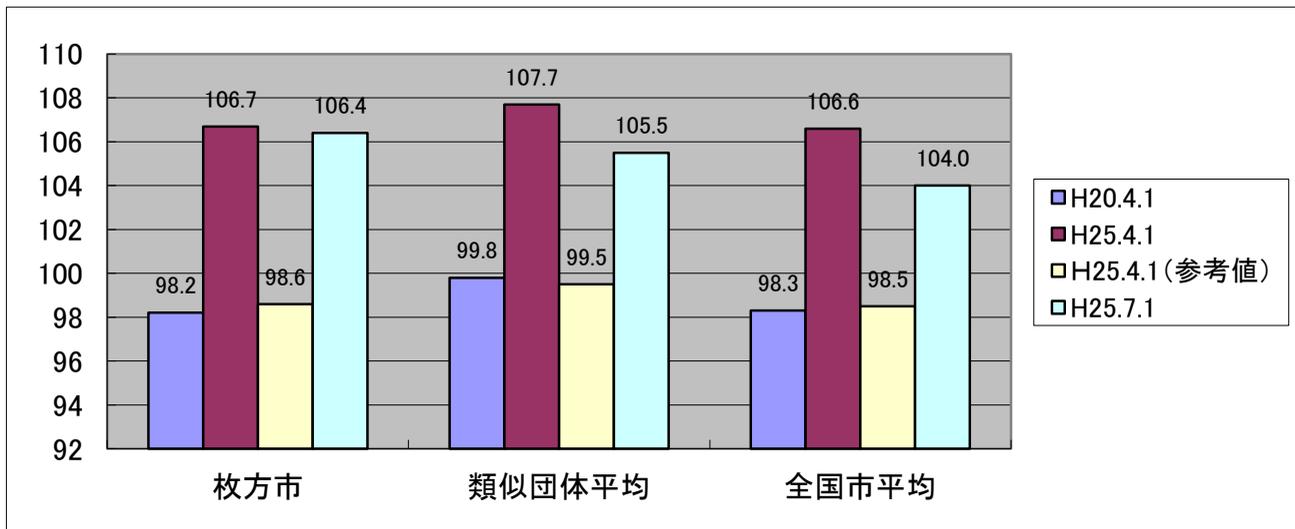
(給与減額の状況)

減額措置の取組	減額実施期間
実施済	平成25年11月1日から平成26年4月30日まで
減額措置の内容	
給料月額を課長級以上は6%、課長代理級は5%、係長級・主任級は3%、一般職員は2%減額して支給した。	

(その他)

- ・ 人件費については、支出のピークであった平成10年度の約310億円から平成25年度には約196億円まで削減しました。
- ・ 市長等の特別職の給料月額について、一般職員と同様に減額措置を行いました。減額期間は平成25年11月1日から平成26年4月30日までの期間、減額率は、市長は12%、副市長等の特別職については10%としました。

(4) ラスパイレス指数の状況



【参考】地域手当補正後ラスパイレス指数

106.7

(平成25年4月1日現在。なお、この数値は国家公務員の時限的な給与改定・臨時特例法による給与減額措置後の指数で、給与減額措置がないとした場合の指数は98.6です。)

[注1] ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

[注2] 類似団体とは、人口規模・産業構造が本市と類似している団体40市(総務省提供「都道府県別類似団体名一覧表」による。以下の給与関係の公表において同じ。)のことです。

[注3] 「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

[注4] 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成25年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
枚方市	43.7 歳	333,480 円	438,208 円	402,881 円
大阪府	42.9 歳	307,317 円	413,633 円	361,072 円
国	43.1 歳	307,220(332,446) 円	— 円	376,257(405,463) 円
類似団体	42.3 歳	328,044 円	415,453 円	377,186 円

② 技能労務職

区分	公務員					
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	年収ベース 試算値(B)
枚方市	44.8 歳	260 人	323,322 円	393,300 円	373,315 円	6,146,406 円
うち 清掃職員	44.9 歳	141 人	325,668 円	402,555 円	377,532 円	6,286,731 円
うち 学校給食員	44.1 歳	37 人	314,324 円	373,136 円	363,045 円	5,852,359 円
うち 用務員	47.4 歳	25 人	335,340 円	383,327 円	376,314 円	6,044,175 円
うち 自動車運転手	39.4 歳	3 人	302,333 円	404,845 円	365,400 円	6,241,973 円
大阪府	49.9 歳	718 人	302,563 円	386,776 円	353,592 円	6,142,612 円
国	49.9 歳	3,272 人	272,119 (286,850) 円	— 円	309,534 (325,400) 円	— 円
類似団体	47.2 歳	178 人	324,166 円	386,748 円	362,478 円	— 円

[注] 国の()内の額は、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)です。

民間 ※1				参考		民間 ※2		参考
対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (C)	年収ベース試算値 (D)	A/C	B/D	平均年齢	平均給与月額 (E)	A/E
廃棄物処理業従業員	44.6 歳	290,600 円	3,980,600 円	1.39	1.58	—	—	-
調理士	41.3 歳	270,000 円	3,593,200 円	1.38	1.63	—	—	-
用務員	53.7 歳	202,700 円	2,809,400 円	1.89	2.15	—	—	-
自家用乗用自動車運転者	56.2 歳	280,300 円	3,644,000 円	1.44	1.71	52.5 歳	483,383 円	0.84

③ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
枚方市	36.5 歳	304,237 円	377,442 円
大阪府	40.8 歳	318,978 円	386,721 円
類似団体	41.1 歳	319,938 円	371,382 円

〔注1〕「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

〔注2〕「民間 ※1」は、賃金構造基本統計調査において公表されているデータ(企業規模10人以上の事業所を対象)を使用しています(平成22～24年の3ヵ年平均)。なお、このデータでは民間の類似職種について、常時勤務する従業員のうち期間を定めず雇用されている者も対象としているため、正社員でない従業員を含み、年齢は問われていません。このため、本市技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致するものではありません。

〔注3〕「民間 ※2」は、平成25年大阪府「職員の給与等に関する報告及び勧告」で公表されている平成25年職種別民間給与実態調査(企業規模50人以上かつ、事業所規模が50人以上の民間事業者を対象)の「きまって支給する給与」の額を使用しています(平成25年4月分)。

〔注4〕年収ベースの「公務員(B)」及び「民間(D)」のデータの額については、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えたものです。

(2) 職員の初任給の状況(平成25年4月1日現在)

区分	枚方市	大阪府	国
一般行政職	大学卒 185,800 円	173,436 円 (178,800)	総合職 172,557 円 (181,200)
			一般職 163,987 円 (172,200)
	高校卒 155,700 円	140,165 円 (144,500)	133,418 円 (140,100)
技能労務職	中・高卒 152,600 円	144,530 円 (149,000)	— 円

〔注1〕平成24年4月1日より技能労務職給料表を新設しました。

〔注2〕大阪府の()内の額は、大阪府独自の給与カット措置がないとした場合の額(減額前の額)です。

〔注3〕国の()内の額は、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成26年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒 261,441 円	338,683 円	363,850 円	393,574 円
	高校卒 — 円	311,553 円	344,734 円	366,181 円
技能労務職	高校卒 — 円	296,097 円	322,262 円	341,246 円

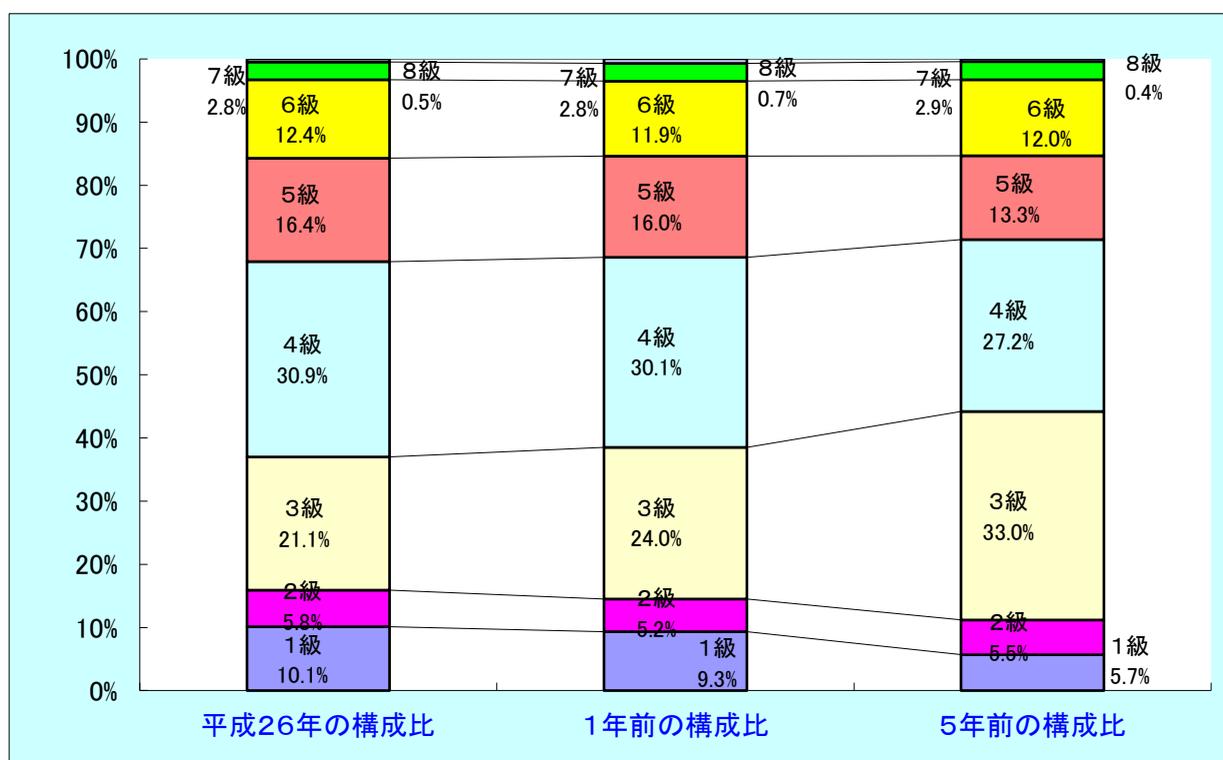
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成26年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	一般職員	122人	10.1%	135,600円	243,700円
2級	一般職員	70人	5.8%	185,800円	318,200円
3級	統括主任・主任	256人	21.1%	222,900円	402,300円
4級	係長	375人	30.9%	261,900円	405,800円
5級	課長代理	199人	16.4%	289,200円	416,200円
6級	次長・課長・主幹	150人	12.4%	366,200円	456,200円
7級	部長・参事	34人	2.8%	413,000円	478,200円
8級	理事	6人	0.5%	464,600円	537,700円

〔注1〕 枚方市職員給与条例に規定される行政職給料表の級区分による職員数です。

〔注2〕 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

本市では、平成10年度に「勤務評価制度」と業績を評価する「目標管理制度」を導入しましたが、それまでの整理を踏まえ、個々の制度を平成18年度に「総合評価制度」として充実・整理しました。この「総合評価制度」は、職員の職務遂行能力、取り組み姿勢及び成果・実績を的確に把握し、かつ適正に評価し、結果を異動・昇任・給与等に活用することで、職員のやる気を高め、意識改革を図るとともに、都市経営を支える職員を育む、庁内活性化・人材育成といった人事諸制度の基盤と位置づけて実施しています。

これまでから「総合評価制度」の実効性を確保するため、課長代理級以上の職員を対象に、勤勉手当の成績率への反映を拡大するとともに昇給への反映を実施してきました。また、平成19年度からは、総合的・体系的に人材育成を図る観点から、係長級以下の職員についても試行(勤勉手当・昇給への反映なし)導入しています。

今後は、現行の制度内容を継承しつつ、評価そのものは職員の人材育成に資することが本来の目的であることを踏まえたうえで、係長以下の職員についても総合評価制度の評価結果を給与に反映させ、能力及び実績に基づく人事管理を進めていきます。

4 職員の手当の状況(企業会計を除く全会計)

(1) 期末手当・勤勉手当

枚方市			大阪府			国		
1人当たり平均支給額(24年度) 1,342千円			1人当たり平均支給額(24年度) 1,592千円			—		
(24年度支給割合)			(24年度支給割合)			(24年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
6 月 期	1.225 月分 (0.65) 月分	0.675 月分 (0.325) 月分	6 月 期	1.225 月分 (0.65) 月分	0.675 月分 (0.325) 月分	6 月 期	1.225 月分 (0.65) 月分	0.675 月分 (0.325) 月分
12 月 期	1.375 月分 (0.80) 月分	0.675 月分 (0.325) 月分	12 月 期	1.375 月分 (0.80) 月分	0.675 月分 (0.325) 月分	12 月 期	1.375 月分 (0.80) 月分	0.675 月分 (0.325) 月分
計	2.60 月分 (1.45) 月分	1.35 月分 (0.65) 月分	計	2.60 月分 (1.45) 月分	1.35 月分 (0.65) 月分	計	2.60 月分 (1.45) 月分	1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 3～20%			職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%			職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%		

〔注1〕 期末・勤勉手当とは、民間における賞与(ボーナス)にあたるもので、支給額算定基礎は、給料、扶養手当(期末手当のみ)、地域手当、役職段階別加算額を合算したものです。国・大阪府については、上記の支給基礎に特別調整額(管理職加算)を加えて支給されます。

〔注2〕 支給割合の()内数字は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況

※ 3-(2)「昇給への勤務実績の反映状況」の項に記載のとおり

(2) 退職手当(平成26年4月1日現在)

枚方市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前勸奨退職者2～20%		その他の加算措置	定年前勸奨退職者2～45%	
調整額	平成18年4月1日以降の職務に応じ、最大60月分を加算		調整額	平成8年4月1日以降の職務に応じ、最大60月分を加算	
25年度1人当たり平均支給額	4,786 千円	23,625 千円			

〔注1〕 退職手当の算出基礎は、退職時の給料月額です。

〔注2〕 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

〔注3〕 調整額とは、在職期間中の職務・職責に応じた貢献度を退職手当に反映させるためのもので、国に準じ平成18年4月1日に制度化しました。

〔注4〕 平成18年3月31日から引き続き在職する職員については、国に準じ平成18年3月31日に退職したと仮定して計算した退職手当額と比較・調整する措置を講じています。

(3) 地域手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		940,215 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		373,056 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全地域	10 %	2,538 人	10 %

〔注〕 地域手当とは、平成18年4月から従来の調整手当に替わり支給されることとなったもので、本市の場合支給率に変更はありませんでした。

(4) 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)			2,317	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)			21,696	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)			2.9	%
手当の種類(手当数)			8	種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成25年度決算)	左記職員に対する支給単価
市税等事務手当	課長代理以下	滞納処分事務のうち、①差押調書作成及び②公売処分事務	254 千円	1件当たり①160円 ②190円
感染症等対策業務手当	課長代理以下	感染症の患者若しくは疑いのある患者の救護業務	0 千円	日額290円
		感染症の病原体付着の危険性のある物件の処理業務など		
		狂犬病予防法に基づく予防注射または検診		日額450円
		狂犬病予防法に基づく捕獲または薬殺		
死体接触作業手当	課長代理以下	行旅死亡人の収容護送作業	1 千円	1件当たり1,000円
社会福祉業務手当	課長代理以下	社会福祉法に基づく保護、措置等の対象者に対する訪問による調査指導業務	1,127 千円	日額300円
		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく診察の立会い及び訪問による相談・指導業務		
清掃等特殊業務手当	課長代理以下	道路上における死獣の処理作業	0 千円	日額300円
診療用放射線装置取扱手当 〔※〕	課長代理以下	診療用放射線の照射業務中に当該装置を操作作業	0 千円	日額230円
夜間特殊業務手当	係長以下	正規の勤務時間で深夜(22時から5時)に勤務した場合	0 千円	1回当たり410～1,100円
危険現場業務手当	課長代理以下	交通量の多い道路の車道上で交通を遮断しない状態で行なう作業	96 千円	日額220～650円
		高所(10m以上に限定)の足場の不安定箇所で行なう作業		
	全職員	重大な災害発生又はおそれがある箇所での避難誘導、復旧等の応急作業 深夜(22時から5時)に緊急呼出を受け出勤し行なう作業など		
業務管理手当	係長以下	任命を受けて業務管理を行う職にある場合	838 千円	月額2,000円
		例:安全運転管理者、電気主任技術者、防火管理者など		

〔注〕 特殊勤務手当については、平成17年7月1日(一部については平成18年4月1日)に廃止や支給額の引き下げなどの見直しを行いました。

〔※〕 診療用放射線装置取扱手当については、平成26年4月1日に廃止しました。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	537,460 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	275 千円
支給実績(24年度決算)	498,395 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	261 千円

〔注〕 基礎となる職員数は、時間外勤務手当の支給対象である職員の延人数です。

(6) その他の手当(平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族1人 6,500円 配偶者のない場合の扶養親族1人目 11,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算	同じ	—	243,471 千円	245,100 円
住居手当	借家世帯主に対し、支給限度額 27,000円 家賃月額23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃月額23,000円超の場合 (家賃-23,000円)×1/2+11,000円	同じ	—	92,520 千円	305,844 円
通勤手当	通勤距離2km以上を支給対象 【交通機関利用者】 6か月定期価額を基礎に額を算出し支給 月額55,000円が支給限度額 【交通用具利用者】 用具の種類と距離に応じて算出し支給 月額55,000円が支給限度額 自転車:片道2km以上4km未満 900円 (以降2kmごとに200円加算) バイク:片道2km以上4km未満 2,180円 (以降2kmごとに840円加算) 自動車:片道2km以上4km未満 4,200円 (以降2kmごとに2,100円(20km以上は2kmごとに1,800円)加算)	異なる	【交通機関利用者】 月額55,000円が支給限度額 【交通用具利用者】 距離に応じてのみ算出し支給 月額24,500円支給限度 片道2km以上5km未満 2,000円 片道5km以上10km未満 4,100円 (以降5kmごとに2,400円(45km以上は5kmごとに900円)加算)	220,555 千円	101,358 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して職責に応じて支給 理事 90,000円 部長 87,000円 参事 75,000円 次長 73,000円 副参事 67,000円 課長 66,000円 主幹 56,000円 課長代理 45,000円	異なる	俸給の特別調整額として官職に応じて支給 月額46,300円 ～139,300円	314,695 千円	651,876 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時から午前5時)に勤務したときに勤務時間数に応じて支給 支給割合:25/100	同じ	—	0 千円	0 円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務したときに勤務時間数に応じて支給 支給割合:135/100	同じ	—	(時間外勤務手当に含みます)	
宿日直手当	勤務1回につき2,800円を支給	異なる	勤務1回につき4,200円支給	0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況(平成25年4月1日現在)

区 分		給料月額等	
給 料	市 長	1,023,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,130,000 円 / 498,500 円
	副 市 長	890,000 円	950,000 円 / 650,000 円
報 酬	議 長	766,000 円 (720,000) 円	770,000 円 / 527,400 円
	副 議 長	727,000 円 (683,300) 円	720,000 円 / 466,000 円
	議 員	669,000 円 (628,800) 円	670,000 円 / 438,800 円
期 末 手 当	市 長	(平成25年度支給割合) 3.95月分	
	副 市 長	(平成25年度支給割合) 3.95月分	
退 職 手 当	市 長	算定方式 (1期の手当額) (支給時期)	
	副 市 長	給料月額×在職月数×50/100 24,552,000円 給料月額×在職月数×30/100 12,816,000円	任期ごとに支給
備 考			

〔注1〕 議長、副議長及び議員の給料額については、特別措置による給料月額6%相当額減額(平成24年4月1日から実施)後の額です。

〔注2〕 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込み額です。

6 公営企業職員の状況

(1) 上下水道事業

① 職員給与費の状況

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度 水道事業会計	64億1,170万円	11億7,519万円	8億9,564万円	14.0%	17.7%
25年度 下水道事業会計	106億4,649万円	20億9,169万円	5億9,430万円	5.6%	9.1%

〔注1〕 資本勘定支弁職員に係る職員給与費(水道事業会計 214,368千円、下水道事業会計 350,130千円)を含んでいません。

〔注2〕 総費用には、新会計基準適用による引当金繰入額(水道事業会計132,881千円、下水道事業会計 160,493千円)を含んでいます。

〔注3〕 職員給与費には賞与等引当金繰入額(水道事業会計47,312千円、下水道事業会計 9,695千円)、退職給付引当金繰入額(水道事業会計189,055千円、下水道事業会計 2,216千円)を含んでいます。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	205	8億2,095万円	2億4,025万円	3億2,805万円	13億8,925万円	678万円	626万円

〔注1〕 職員給与費とは、職員に対して支給する給与だけでなく、共済費(社会保険料の事業主負担分)なども含んだ経費で、水道事業管理者(特別職)に支給する給料等は含んでいません。

〔注2〕 職員手当には退職手当を含んでいません。

〔注3〕 団体平均とは、全国市町村(政令指定都市を除く)の水道事業全体の平均値です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成25年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
枚方市上下水道局	46.4 歳	392,346 円	577,422 円
団 体 平 均	45.2 歳	353,532 円	520,694 円

〔注1〕 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合計額です。

〔注2〕 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

〔注3〕 団体平均とは、全国市町村(政令指定都市を除く)の水道事業全体の平均値です。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

枚方市上下水道局		企業会計を除く全会計	
1人当たり平均支給額(24年度) 1,485千円		1人当たり平均支給額(24年度) 1,342千円	
(24年度支給割合)		(24年度支給割合)	
期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 3~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 3~20%	

[注] ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成26年4月1日現在)

枚方市上下水道局			企業会計を除く全会計		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置 定年前勸奨退職者2~20%			その他の加算措置 定年前勸奨退職者2~20%		
調整額	平成18年4月1日以降の職務に応じ、最大60月分を加算		調整額	平成18年4月1日以降の職務に応じ、最大60月分を加算	
平成25年度1人当たり平均支給額	0 千円	24,569 千円	平成25年度1人当たり平均支給額	4,786 千円	23,625 千円

[注1] 退職手当の算出基礎は、退職時の給料月額です。

[注2] 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

[注3] 調整額とは、在職期間中の職務・職責に応じた貢献度を退職手当に反映させるためのもので、国に準じ平成18年4月1日に制度化されました。

[注4] 支給率ほか、制度の内容は、市長部局と同じです。

ウ 地域手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)	99,762 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	415,676 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全地域	10 %	240 人	10 %

エ 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)	810 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	29,292 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)	10.0 %			
手当の種類(手当数)	2 種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(平成25年度決算)	左記職員に対する支給単価
業務管理手当	係長以下	任命を受けて業務管理を行う職にある場合	797 千円	月額2,000円
危険現場業務手当	課長代理以下	交通量の多い道路の車道上で交通を遮断しない状態で行なう作業	0 千円	日額220~650円
		高所(10m以上に限定)の足場の不安定箇所で行なう作業	0 千円	
	全職員	巡回監視、応急作業等(給水対策本部)	0 千円	
		災害対策本部又は給水対策本部が設置された後、重大な災害が発生するおそれがある箇所での避難誘導、復旧等の応急作業	0 千円	
		風水害等の発生時において、深夜(22時から5時)に緊急呼出を受け出動し行なう作業など	14 千円	

オ 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	54,374 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	287 千円
支給実績(24年度決算)	57,411 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	287 千円

〔注〕基礎となる職員数は、時間外勤務手当の支給対象である職員の延人数です。

カ その他の手当(平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族1人 6,500円 配偶者のない場合の扶養親族1人目 11,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算	同じ		32,247 千円	238,574 円
住居手当	借家世帯主に対し、支給限度額 27,000円 家賃月額23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃月額23,000円超の場合 (家賃-23,000円)×1/2+11,000円	同じ		8,179 千円	305,757 円
通勤手当	通勤距離2km以上を支給対象 【交通機関利用者】 6か月定期価額を基礎に額を算出し支給 月額55,000円が支給限度額 【交通用具利用者】 用具の種類と距離に応じて算出し支給 月額55,000円が支給限度額 自転車:片道2km以上4km未満 900円 (以降2kmごとに200円加算) バイク:片道2km以上4km未満 2,180円 (以降2kmごとに840円加算) 自動車:片道2km以上4km未満 4,200円 (以降2kmごとに2,100円(20km以上は2kmごとに1,800円)加算)	同じ		24,935 千円	169,531 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して職責に応じて支給 理事 90,000円 部長 87,000円 参事 75,000円 次長 73,000円 副参事 67,000円 課長 66,000円 主幹 56,000円 課長代理 45,000円	同じ		33,210 千円	641,737 円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務したときに勤務時間数に応じて支給 支給割合:135/100	同じ		(時間外勤務手当に含みます)	

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	64億5,186万円	▲2億9,099万円	31億8,359万円	49.3%	50.5%

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	383	13億3,297万円	7億1,255万円	5億198万円	25億4,751万円	665万円	675万円

〔注1〕 職員給与費とは、職員に対して支給する給与だけでなく、共済費(社会保険料の事業主負担分)なども含んだ経費で、病院事業管理者(特別職)に支給する給料等は含んでいません。

〔注2〕 職員手当には退職手当を含んでいません。

〔注3〕 団体平均とは、全国市町村(政令指定都市を除く)の病院事業全体の平均値です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成25年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
枚方市民病院	40.1 歳	334,944 円	334,944 円
うち 医師	45.5 歳	522,716 円	522,716 円
うち 看護師	38.1 歳	291,049 円	291,049 円
うち 事務局員	45.1 歳	415,135 円	415,135 円
団体平均	—	—	—
うち 医師	44.2 歳	565,922 円	1,380,847 円
うち 看護師	38.5 歳	286,732 円	451,166 円
うち 事務局員	43.5 歳	332,456 円	504,201 円

〔注1〕 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合計額です。

〔注2〕 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

〔注3〕 団体平均とは、全国市町村(政令指定都市を除く)の病院事業全体の平均値です。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

枚方市民病院		企業会計を除く全会計	
1人当たり平均支給額(24年度) 1,348千円		1人当たり平均支給額(24年度) 1,342千円	
(24年度支給割合)		(24年度支給割合)	
期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 3~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 3~20%	

〔注〕 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成26年4月1日現在)

枚方市民病院			企業会計を除く全会計		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前勸奨退職者2~20%		その他の加算措置	定年前勸奨退職者2~20%	
調整額	平成18年4月1日以降の職務に応じ、最大60月分を加算		調整額	平成18年4月1日以降の職務に応じ、最大60月分を加算	
25年度1人当たり平均支給額	1,332 千円	14,080 千円	25年度1人当たり平均支給額	4,786 千円	23,625 千円

〔注1〕 退職手当の算出基礎は、退職時の給料月額です。

〔注2〕 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

〔注3〕 調整額とは、在職期間中の職務・職責に応じた貢献度を退職手当に反映させるためのもので、国に準じ平成18年4月1日に制度化されました。

〔注4〕 支給率ほか、制度の内容は、市長部局と同じです。

ウ 地域手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		143,891 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		366,135 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全地域	10 %	393 人	10 %

エ 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		277,234		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		1,095,787		円
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)		66.4		%
手当の種類(手当数)		7		種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成25年度決算)	左記職員に対する支給単価
診療用放射線装置操作手当	放射線技師・看護師等	被爆の危険性のある特定区域での業務	250 千円	日額230円
感染症等対策業務手当	医師・看護師・技師	感染症の診療・検査	258 千円	日額:医師380円、 看護師290円、 技師90円
診療手当	医師	診療業務	201,915 千円	診療局各科の当該 月の収入額等に応 じて算定
夜間特殊業務手当	看護師等	深夜における看護業務	74,522 千円	1回当たり2,000～ 9,800円
死体接触作業手当	医師以外の職員	死後処置及び補助	241 千円	1件当たり1,000円
危険現場業務手当	技術職員等	高所など危険な現場で行う業務等	0 千円	日額220～650円
業務管理手当	主任技術者	業務管理	48 千円	月額2,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	67,510 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	177 千円
支給実績(24年度決算)	84,419 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	233 千円

〔注〕基礎となる職員数は、時間外勤務手当の支給対象である職員の延人数です。

カ その他の手当(平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族1人 6,500円 配偶者のない場合の扶養親族1人目 11,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算	同じ		23,581 千円	214,861 円
住居手当	借家世帯主に対し、支給限度額 27,000円 家賃月額23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃月額23,000円超の場合 (家賃-23,000円)×1/2+11,000円	同じ		24,610 千円	312,172 円
通勤手当	通勤距離2km以上を支給対象 【交通機関利用者】 6か月定期価額を基礎に額を算出し支給 月額55,000円が支給限度額 【交通用具利用者】 用具の種類と距離に応じて算出し支給 月額55,000円が支給限度額 自転車:片道2km以上4km未満 900円 (以降2kmごとに200円加算) バイク:片道2km以上4km未満 2,180円 (以降2kmごとに840円加算) 自動車:片道2km以上4km未満 4,200円 (以降2kmごとに2,100円(20km以上は2kmごとに1,800円)加算)	同じ		36,902 千円	124,880 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して職責に応じて支給 理事 90,000円 部長 87,000円 参事 75,000円 次長 73,000円 副参事 67,000円 課長 66,000円 主幹 56,000円 課長代理 45,000円	同じ		58,174 千円	654,871 円
初任給調整手当	医師に対し、採用の日以後の期間の区分に応じて支給 16年未満 67,250円 16年以上17年未満 66,550円 17年以上18年未満 65,850円 18年以上19年未満 65,150円 19年以上20年未満 64,440円 20年以上21年未満 63,740円 21年以上22年未満 60,500円 22年以上23年未満 57,320円 23年以上24年未満 54,080円 24年以上25年未満 50,920円	異なる	左記のとおり	34,678 千円	804,910 円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務したときに勤務時間数に応じて支給 支給割合:135/100	同じ		(時間外勤務手当に含みます)	

Ⅲ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間等(平成26年4月1日現在)

勤務時間など	本庁などの場合 月～金曜日(休日除く) 勤務時間:午前9時～午後5時30分 うち休憩時間45分
--------	--

〔注1〕 休憩時間については、平成18年10月1日に廃止しました。

〔注2〕 職場により始業・終業時刻等が異なる場合があります。このほか、時差出勤や3交替などの勤務形態があります。

(2) 主な休暇の取得状況(機関別・平成25年度)

区 分	年次有給休暇(日)		特別休暇(日)		病気休暇(日)		年間延 職員数 (人)
	総日数	1人あたり	総日数	1人あたり	総日数	1人あたり	
市 長 部 局	17,652.4	11.2	14,012.8	8.9	2,753.4	1.8	18,879
市 民 病 院	2,650.5	7.3	3,073.8	8.4	222.0	0.6	4,369
上 下 水 道 局	2,757.6	13.8	1,606.9	8.0	462.7	2.3	2,406
市 議 会 事 務 局	138.3	7.7	122.4	6.8	-	-	216
監 査 委 員 事 務 局	58.0	7.3	54.1	6.8	-	-	96
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	90.4	12.9	65.0	9.3	-	-	84
農 業 委 員 会 事 務 局	107.5	15.4	52.0	7.4	6.0	0.9	84
教 育 委 員 会	2,857.4	11.3	2,337.2	9.3	427.1	1.7	3,029
計/平均	26,312.1	10.8	21,324.2	8.8	3,871.2	1.6	29,163

〔注1〕 休暇の種類は上記のほか、無給の介護休暇等があります。

〔注2〕 上表には、教職員を含んでいません。

(3) 主な特別休暇の種類等(平成26年4月1日現在)

種 類	付 与 期 間
ド ナ ー 休 暇	必要と認められる日又は時間
ボ ラ ン テ ィ ア 休 暇	1年度に5日以内
結 婚 休 暇	7日
妊 娠 休 暇	1日に1時間以内
出 産 休 暇	産前産後それぞれ8週間
育 児 休 暇	1日に1時間以内
看 護 休 暇	1年度に7日以内(看護が必要な者が2名以上の場合は10日)
親 族 死 亡 休 暇	続柄に応じ付与 (例)配偶者、実父母及び実子・・・7日など
夏 季 休 暇	7日以内
長 期 在 職 休 暇	在職10年・・・3日、在職20年・・・3日、52歳に達する日の属する年度・・・5日
短 期 介 護 休 暇	5日(要介護者が2名以上は10日)

〔注〕 特別休暇とは、職員が特別の事由により勤務しないことが相当である場合として認められる休暇をいいます。

(4) 時間外勤務の状況(機関別・平成25年度)

(単位:時間・人)

区 分	時間外 勤務時間数	延職員数	1人あたり 月時間数
市 長 部 局	156,347	14,859	10.52
市 民 病 院	25,650	3,276	7.83
上 下 水 道 局	19,669	1,800	10.93
市 議 会 事 務 局	1,652	144	11.47
監 査 委 員 事 務 局	512	60	8.53
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	891	48	18.56
農 業 委 員 会 事 務 局	147	48	3.06
教 育 委 員 会	14,738	1,937	7.61
計	219,606	22,172	9.90

〔注〕 時間数には、土曜・日曜・休日などにおける勤務を含んでいます。

IV 職員の分限及び懲戒処分等の状況

(1) 分限処分者数(平成25年度)

分限処分とは、公務能率を維持し、適正な運営を確保することを目的として、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分です。分限処分には、降任、免職、休職、降給の4種類があります。

(単位:人)

降任	免職	休職	降給	計
1	-	28	-	29

[注] 各任命権者分を含みます。

(2) 懲戒処分等者数(平成25年度)

懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない行為等があった場合に、公務員全体の秩序を維持するために、職員の義務違反に対する道義的責任を追及して行う処分です。懲戒処分には、戒告、減給、停職、免職の4種類があります。また、懲戒処分とは別に、本市独自の対応として、職員の行為への指導的対応として訓告等があります。

(単位:人)

処分日	区分	人数	事案の概要
平成25年7月11日	停職	1	幼児の頬を叩く行為によるもの
平成25年7月11日	戒告	1	管理監督責任
平成25年9月6日	停職	1	盗撮行為によるもの

[注] 各任命権者分を含みます。

<参考> ◆平成26年度(8月31日現在)

(単位:人)

処分日	区分	人数	事案の概要
平成26年5月15日	戒告	1	除草作業中の失火によるもの
平成26年5月30日	停職	1	ATM取り忘れ現金の窃盗によるもの
平成26年7月18日	減給	1	生活保護受給者への不適切な対応によるもの

V 職員のサービスの状況

職員の営利企業等従事許可の状況(平成25年度)

地方公務員法第38条(営利企業等の従事制限)において、職員は、任命権者の許可を受けなければ、次表で記載している営利企業等への従事をしてはならないと定められています。平成25年度の状況は、次のとおりです。

(単位:件)

営利企業等の従事の内容	許可件数	事例
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の団体の役員、顧問、評議員及び当該会社、団体の重要方針決定に参画する上級職員の地位を兼ねる場合	4	地域の支部役員への就任等
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	9	相続した不動産の経営等
報酬を得て事業もしくは事務に従事する場合	14	勤務時間外に、報酬を得て国民生活基礎調査等調査員に従事等
計	27	

[注] 各任命権者分を含みます。

VI 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

都市経営を支える職員の育成に向けて、平成25年1月に策定した枚方市の人材育成基本方針「職員の成長を支えるための基本方針 ～『自立』から『自律』へ～」に則り、採用から退職までのそれぞれのステージにおいて必要な知識、判断力、政策形成能力などを高めるための研修を実施し、職員の意識改革・能力開発に取り組んでいます。

(1) 研修の実施状況(平成25年度)

① 職場外研修

(単位:日、人)

研修名	対象者	日数	受講者数
職場研修主担者研修	職場研修主担者	2	90
新入職員研修	平成25年4月入職の職員	5	92
新入職員フォローアップ研修	平成25年4月入職の職員	2	89
新入職員研修 (市民インタビュー)	平成25年4月入職の職員	—	87
地方公務員法研修	平成25年4月入職の職員	2	90
地方自治法研修	平成24年度入職(入職2年目)の職員	1	44
憲法研修	平成23年度入職(入職3年目)の職員	1	49
コミュニケーション(入職2年目)研修	平成24年度入職(入職2年目)の職員および平成23・22年度入職(入職3・4年目)の職員のうち主任事前研修を未受講の職員	4	108
大阪人権博物館体験研修	平成22年度入職(入職4年目)の職員	1	55
民間企業等業務体験研修	平成21年度入職(入職5年目)の職員	47	52
キャリアデザイン研修	入職10年目または主任2年目で、キャリアデザイン研修未受講の職員	2	42
新任主任基本研修	新任主任	1	35
新任係長基本研修	新任係長	1	75
新任課長代理基本研修	新任課長代理	1	29
新任課長基本研修	新任課長(級)	1	20
新任主任研修 (問題発見・解決力向上)	新任主任	1	25
新任係長研修(政策形成)	新任係長	2	75
新任課長代理研修 (コミュニケーション)	新任課長代理	1	26
新任課長(級)研修 (リスクマネジメント)	新任課長(級)	1	25
新入職員指導育成者研修	新入職員指導育成者及び希望する所属長	2	87
人材育成(評価者)研修	新任課長代理	1	36
人材育成(評価者)研修	課長級職員、課長代理(新任課長代理は除く)	7	479
理事・部長研修	理事・部長(級)職員	1	43
理事・部長研修(聴講)	情報発信リーダー、都市ブランド推進チーム員	1	17
次長・課長研修	次長・課長(級)職員	1	60
再任用事前研修	平成26年度再任用職員対象者のうち再任用を希望する職員	5	238
新入任期付職員研修	平成24年度当該研修実施後に新規採用された任期付職員、希望する非常勤職員(未受講に限る)	2	84

管理・監督・一般職員研修(階層別研修)

研修名		対象者	日数	受講者数		
能力開発・専門研修	政策形成能力向上研修 (総合計画策定に係る研究チーム)		(公募による)	-	24	
	公募型スキルアップ研修	前期	折衝・交渉研修	希望する職員	1	13
			文章力向上研修	希望する職員	1	27
			接遇・クレーム対応研修	希望する職員	1	10
	後期	事務ミス防止研修	希望する職員	1	28	
		業務マニュアル作成研修	希望する職員	1	19	
		ディベート研修	希望する職員	1	12	
	手話研修(初級)		希望する職員	10	13	
専門研修「職員力を高めよう! その⑩」(研修参加者報告会)		(公募による)	1	41		
派遣研修	コアパーソン育成派遣研修		(公募による)	-	19	
	先進都市視察等派遣研修		(公募による)	-	5	
	長期派遣研修(国・大阪府)		-	-	20	
	河北研修協議会主催研修		平成25年度入職の職員、希望する職員	-	94	
	マッセOSAKA派遣研修		希望する職員	-	105	
	その他派遣		(公募による)	-	100	
公務員基礎研修	人権研修		次長(級)・課長(級)	3	156	
	人権研修		新任課長代理	1	26	
	人権研修		新任係長、新任主任	2	117	
	ハラスメント防止研修		課長	2	112	
	セクシャル・ハラスメント防止研修		職場研修担当者、セクシャル・ハラスメント相談員	1	107	
	公務員倫理研修		職場研修担当者	1	99	
	公務員倫理研修		課長	2	118	
	メンタルヘルス(ラインケア)研修		課長及び施設の長	2	147	
	メンタルヘルス(セルフケア)研修		希望する職員	1	25	
労働安全衛生研修		課長及び施設の長	1	154		

[注]各任命権者分を含みます。

② 自主研修

研修名	受講者
大学院就学奨励制度	1人
通信研修	2人
資格取得	5人
公開講座受講	2人

[注]各任命権者分を含みます。

③ 職場研修

件数
720件

[注]各任命権者分を含みます。

(2) 評定の状況(総合評価制度(勤務評価制度及び目標管理制度))

※9ページのⅡ-3-(2)「昇給への勤務成績の反映状況」の項に記載のとおり

Ⅶ 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生事業の状況

地方公務員法で義務付けられている職員の福利厚生については、大阪府市町村職員互助会(府内42市町村などで構成)と枚方市職員共済会で実施してきました。

大阪府市町村職員互助会が平成20年度末に解散したことに伴い、枚方市職員共済会では、職員の福利厚生にかかる事業内容等について見直しを行いました。また、平成24年度において任期付短時間勤務職員等に係る事業主負担金の見直しを行いました。

市費負担教職員(指導主事等)、小中学校任期付教職員及び幼稚園教諭等の福利厚生については、大阪府教職員互助組合で行っています。大阪府教職員互助組合に対する事業主負担については、平成22年度に負担比率を下げました。

(2) 福利厚生事業の会費及び事業主負担金の状況 (単位:千円)

区 分	平成25年度			平成26年度
	会費	事業主負担金	負担比率	負担比率
	(A)	(B)	(A):(B)	(A):(B)
枚方市職員共済会	42,641	24,561	1:0.58	1:0.56
大阪府教職員互助組合	* 6,873	1,209	1:0.25	1:0.25

*負担比率の対象とならない定額掛金500円及び生涯福祉掛金1,501円(各一人あたり月額)を含む。

(3) 公務災害・通勤災害の認定請求件数(機関別・平成25年度)

(単位:件)

区 分	公務上	通勤途上
市長部局	26	-
市民病院	6	2
上下水道局	5	1
市議会事務局	-	-
監査委員事務局	-	-
選挙管理委員会事務局	-	-
農業委員会事務局	-	-
教育委員会	3	3
計	40	6

Ⅷ 公平委員会の報告事項

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況(平成25年度)

該当なし

※職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、市の当局により適当な措置がとられるべきことを要求することができます。

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況(平成25年度)

該当なし

※職員は、懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申し立てをすることができます。

(3) 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項(平成25年度)

該当なし

※職員は、勤務条件その他の人事管理に関する苦情を、公平委員会に申出及び相談をすることができます。